1.	商品名	(新) 教育カードローン WEB完結型 (しんきん保証基金保証付)
	ご利用いただける方	次の各項にすべて該当し、しんきん保証基金の保証を受けられる方 ① 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方 ② 申込時満20歳以上、安定継続した収入のある方 ③ 申し込まれた方の子弟・孫・被扶養親族の方が、学校(教育施設)に就学中または就学予定の方 ④ 当金庫に普通預金口座(返済用口座)を保有している方 ⑤ 日本国籍を有し、運転免許証またはパスポートを保有している方 お申込人の子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金及び就学にかかる
3.	お使いみち	付帯費用 ※被扶養者でない孫にかかる資金は対象外
4.	ご利用方法	ご契約時にご融資枠(極度額)を設定し、入学前・在学中にローンカードで必要な 資金をご融資枠内で反復利用いただけます。
5.	ご融資金額	・50万円以上、500万円以内(10万円単位) ※しんきん保証基金付無担保消費者ローンの合計が3,000万円を超えることはできません。
6.	ご融資期間	・14年9ヵ月以内 【うち、貸越利用期間】(入学前・在学中) 4年9ヵ月以内かつ入試合格・入学予定校決定時(入学月の9ヶ月以内)から 卒業予定月の約定返済日(毎月10日)まで 【うち、貸越利用期限(=卒業予定月の約定返済日)後の返済期間】(卒業後) 貸越利用期限後の翌月から10年以内 ※医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、 最長16年9ヶ月可(うち、貸越利用期間6年9ヵ月以内) ※子弟等が進学する際、お借入人が引き続き新教育カードローンの利用を希望 する場合は、貸越利用期間の延長が可能 ※貸越利用期間を延長した場合、貸越利用限度額後の返済期間は貸越利用期限 の翌月から10年以内
7.	ご融資利率	<ul><li>・変動金利型とし、当金庫短期プライムレート及び市場金利を指標として当金庫が独自で定めた金利とします。</li><li>・お借入後の金利は、当金庫短期プライムレートが改定される都度、改定幅をもって見直しを行い、改定日の翌日以降最初に到来する利払日の翌日から新利率が適用されます。</li></ul>
8.	ご返済方法 (1)	【入学前・在学中】 当座貸越契約期間中の毎月のお支払は利息のみとなります。返済日は、毎月10日、休日の場合は翌営業日となります。ローンカードによる任意のご返済も可能です。 【卒業後】 元金均等返済となります。 ご融資残高に応じたお利息に加え、「極度額に応じた元金返済額(*1)」をご返済いただきます。元金返済開始は、卒業予定月の翌月の約定返済日(毎月10日、休日の場合は翌営業日)からとなります。

8. ご返済方法(2)	(*1) 「極度額に応じた元金返済額」とは 下表の貸越極度額に応じた定例元金返済額となります。		
	極度額	定例元金返済額	
	50 万円以下	6,000 円	
	50 万円超 100 万円以下	10,000 円	
	100 万円超 150 万円以下	14,000 円	
	150 万円超 200 万円以下	18,000 円	
	200 万円超 250 万円以下	22,000 円	
	250 万円超 300 万円以下	26,000 円	
	300 万円超 350 万円以下	30,000 円	
	350 万円超 400 万円以下	34,000 円	
	400 万円超 450 万円以下	38,000 円	
	450 万円超 500 万円以下	42,000 円	
	※返済が終了した時点で契約は終了	了いたします。	
	可能です。(所定の手数料がかかりま ・教育カード証書貸付への切替えてのこ	"返済も可能です。	
9. 担保・保証人	しんきん保証基金の保証付ですので、原則として担保・保証人とも必要ありません。 保証料はご融資金利に含まれます。(保証料率 年0.90%)		
10. ご用意いただく書類	●運転免許証、パスポートのいずれか ●公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書等年収を確認できる書類 ●就学の事実を確認できる書類(合格通知、在学証明書、学生証等) ※お申込金額が100万円以下の場合、年収確認書類は不要となります。 ※その他、お使いみち等により必要となる書類があります。		
11. 手数料	・新規カード発行手数料は無料です。 但し、再発行手数料は1,100円(消費税込み)をお支払いいただきます。 ・返済開始時等にカード極度額を減額変更する場合、5,500円(消費税込)をお支 払いいただきます。		
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9 時~17時、電話:0120-31-3534)にお申し出ください。また、全国しんきん相談所(9 時~17時、電話:03-3517-5825)、関東地区しんきん相談所(9 時~17時、電話:03-5524-5671)にお申し出いただくことも可能です。 ・上記により問題を解決できない場合(紛争)は、①東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、②第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、③第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、④新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)、⑤長野県弁護士会(電話:026-232-2104)の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。なお、上記①~③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)があります。詳しくは、上記①~③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。		

13. その他

・お申し込みに際しては、事前の審査をさせて頂きます。結果によっては、ご希望 に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、現在のご 融資利率やご返済額の試算、その他詳細につきましては、当金庫の本支店にお問 い合わせください。